平成３０年（フ）第５９号
長崎県佐世保市十郎新町６番２号　Ａ－２棟203、前住所長崎県佐世保市黒髪町6510番地212　アートインフレグランスⅢ205
債務者　田﨑　美穂
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第４７９号
東京都町田市忠生３丁目20番地６ファミール忠生103
債務者　政野　玲奈
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５３７号
東京都八王子市別所２丁目47番地２―606
債務者　冨永　晋一
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５７１号
東京都西東京市新町６丁目２番18号
債務者　髙麗　容子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６０４号
東京都小平市小川東町１丁目28番７号コーポホシノ101号
債務者　福井　　功
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６０５号
東京都小平市小川東町１丁目28番７号コーポホシノ101号
債務者　福井みさ子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６１０号
東京都昭島市昭和町５丁目10番11号サンハイムオータ103号
債務者　津留　英治
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６９８号
神奈川県藤沢市善行団地３番８―504号
債務者　菊池　良次
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５７５号
東京都小金井市貫井北町２丁目９番16号メゾンリラ101
債務者　菅　　正悦
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第７６号
沖縄県うるま市与那城596番地
債務者　池味　恵美（旧姓森根）
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第８６号
沖縄県沖縄市中央１丁目３番13号　403
債務者　小林　博光
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第１８６号
静岡県浜松市中区高丘西３丁目35番２号　サンハイツ58　１－Ｃ
債務者　川上　珠美
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第２１８号
静岡市駿河区池田701番地の２
債務者　深澤　正昭
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２３３号
静岡県島田市中溝町1468番地の２　コーポ花みずきＢ203、旧住所静岡県島田市三ッ合町1126番地
債務者　海野　勇二
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９５号
北海道旭川市豊岡12条３丁目４番28号　パラドールＡ棟102号室
債務者　佐々木勝希
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部